

知事が行う県統計調査の実施等に関する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

知事が行う県統計調査の実施等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県統計調査条例(平成20年岩手県条例第58号。以下「条例」という。)の規定に基づき知事が行う県統計調査の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事以外の実施機関が行う県統計調査の協議等の手続)

第2条 条例第3条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項の規定による協議は、別に定める様式による県基幹統計調査指定(変更・解除)協議書に調査票を添付して、当該協議に係る県基幹統計調査を開始し、又は当該調査に係る指定を変更し、若しくは解除しようとする日の60日前までに行わなければならない。

2 条例第4条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第3項の規定による届出は、別に定める様式による県一般統計調査実施(変更・中止)届に調査票を添付して、当該届出に係る県一般統計調査を開始し、変更し、又は中止しようとする日の30日前までに行わなければならない。

(県基幹統計調査であること等の明示)

第3条 知事は、県基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査が県基幹統計調査に該当することを示す事実並びに当該調査について条例第6条、第8条及び第19条の規定の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により明示するものとする。

(調査票情報の提供を受けられることができる者)

第4条 条例第12条第1号の実施機関が別に定める者は、会計検査院、統計法(平成19年法律第53号)第2条第2項に規定する独立行政法人等、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けられることができる統計の作成等)

第5条 条例第12条第2号の実施機関が別に定めるもの及び同号の実施機関が別に定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- (1) 国の行政機関、地方公共団体又は前条に規定する者(以下「公的機関」という。)が、公的機関以外の者に委託し、又は公的機関以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が補助する調査研究に係る統計の作成等
- (3) 県の政策を企画立案し、又はこれを実施する上において有用であると知事が認める統計の作成等

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。